

## 平成24年度定期監査（前期：一般会計・特別会計）

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成24年度定期監査（前期）

#### (2) 監査の対象

平成23年度における財務に関する事務の執行

#### (3) 監査の実施

162機関について、平成24年4月から同年8月まで実施した。

区 分	本 庁 (課室, 本部, 事務局等)	出 先 機 関 (地域振興局・支庁, 試験研究機関, 県立学校, 警察署等)	計
知事部局	69	51	120
教育委員会	9	18	27
公安委員会	1	4	5
各種委員会等	8	2	10
合 計	87	75	162

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費並びに使用料及び賃借料について、債権者（支払いの相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

### 2 監査の結果と措置

#### (1) 結果の概要

監査を実施した162機関の財務に関する事務の執行について、124機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の38機関においては、次のとおり是正又は改善を要する6件の指摘事項や41件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

6件（知事部局 5件、教育委員会 1件）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

41件（知事部局 36件、教育委員会 1件、公安委員会 4件）

#### (2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
知事部局	報告：平成24年10月5日	報告：平成25年3月27日 公表：平成25年4月9日
教育委員会	公表：平成24年10月9日	報告：平成24年10月22日 公表：平成24年11月6日
公安委員会		報告：平成24年11月20日 公表：平成24年12月7日

#### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

[①指摘事項](#)      [②知事部局\(指摘事項\(再掲\)・文書注意事項\)](#)

[③教育委員会\(指摘事項\(再掲\)・文書注意事項\)](#)      [④公安委員会\(文書注意事項\)](#)

※①～④をクリックすると、該当箇所をご覧いただけます。

指摘事項(全体)

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁		
保健福祉部子ども福祉課	母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は県全体で2億8,333万余円となり、前年度より3.65%減少(収入歩合は0.03ポイント減少)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「平成24年度定期監査(前期)の結果に関する報告における改善等の措置について」(平成24年12月3日付け子ども福祉課長通知)</li> <li>2 未収債権の解消 「未収債権回収ローラー作戦」を平成24年11月から平成25年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、償還指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</li> </ol>
商工労働水産部経営金融課	中小企業支援資金貸付金の収入未済額は18億1,134万余円で、前年度より1.46%減少(収入歩合は1.52ポイント減少)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 債権管理体制の整備 債権管理マニュアルに基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの6区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めることとした。</li> <li>2 具体的な未収債権対策 主債務者等に対する徹底した償還督促や法的措置等を実施した。</li> </ol>
農政部農業経済課	農業改良資金貸付金の収入未済額は2億1,494万余円で、前年度より3.77%減少(収入歩合は7.35ポイント減少)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 借受者が資金導入に際して策定した経営改善計画が達成できるよう、県地域振興局・支庁及び農協が連携して経営指導を行い、延滞発生の未然防止に努めることとした。また、新規延滞者には、文書督促や電話督促を行うとともに、必要に応じて面談を行うなど延滞の早期解消に努めることとした。</li> </ol>
地域振興局		
南薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は2億725万余円で、前年度より0.24%減少(収入歩合は0.10ポイント減少)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部員とする県税滞納縮減対策本部会議を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減特別対策の方針や実施方法などを決定し、県下一斉給与差押え徴収強化期間の設置による給与等の集中的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。</li> <li>2 個人住民税徴収対策連絡会議の開催等 管内各市町に対し、県税収入未済額の増加等厳しい現状を説明するとともに、滞納縮減対策等について協議し、徴収確保の要請を行った。 また、市町と共同で事業所訪問等による特別徴収実施の協力要請を行い、個人住民税の徴収率の向上を図ることとした。</li> <li>3 業務執行体制の強化 県税事務執行状況調査における調査日数を増加したほか、県税徴収対策官や徴税指導対策官を調査員に追加するなど、徴収業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。</li> </ol>
北薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は4億6,981万余円で、前年度より4.81%減少(収入歩合は0.57ポイント減少)しているが、依然として多額となっている。	

		<p>4 共同文書催告の実施 市町と連名で文書による納税催告を実施した。</p> <p>5 財産調査等の実施 徹底した財産調査や差押え等を行うとともに、国税徴収法第142条の規定に基づく搜索を実施するなど滞納処分の強化を図った。</p> <p>6 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法等について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう情報提供を行うとともに、研修の実施など徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。</p>
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の収入未済額は1億2,952万余円で、前年度より6.41%増加（収入歩合は0.66ポイント減少）し、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の収入未済額の解消については、これまで実施してきた関係市町教育委員会を通しての納入督促や、滞納状況を記載した文書を県教育委員会から奨学生・連帯保証人へ直接送付しての督促等をはじめ、地元教育委員会等での相談会や訪問等の直接的な納入指導を実施し、滞納者の実態把握や分割納入等の指導、免除制度の周知などを行っている。また、特に長期滞納者に対する、より実効性のある具体策も講じるなど、未収債権の解消及び発生未然防止に努めている。

[知事部局]  
指摘事項（再掲）

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁		
保健福祉部子ども福祉課	母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は県全体で2億8,333万余円となり、前年度より3.65%減少（収入歩合は0.03ポイント減少）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「平成24年度定期監査（前期）の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成24年12月3日付け子ども福祉課長通知）</p> <p>2 未収債権の解消 「未収債権回収ローラー作戦」を平成24年11月から平成25年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、償還指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</p>
商工労働水産部経営金融課	中小企業支援資金貸付金の収入未済額は18億1,134万余円で、前年度より1.46%減少（収入歩合は1.52ポイント減少）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 債権管理体制の整備 債権管理マニュアルに基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの6区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めることとした。</p> <p>2 具体的な未収債権対策 主債務者等に対する徹底した償還督促や法的措置等を実施した。</p>
農政部農業経済課	農業改良資金貸付金の収入未済額は2億1,494万余円で、前年度より3.77%減少（収入歩合は7.35ポイント減少）しているが、依然として多	<p>1 未収債権の解消及び発生未然防止対策 借受者が資金導入に際して策定した経営改善計画が達成できるよう、県地域振興局・支庁及び農協が連携して経営指導を行い、延滞発生未然防止に努めることとした。また、新規延滞者には、文書督促や電話督促を行うとともに、必要に応じて面談を行うなど延滞の早期解消に努めることとした。</p>

	額となっている。	
地域振興局		
南薩地域振興局 総務企画部	県税の収入未済額は2億725万余円で、前年度より0.24%減少（収入歩合は0.10ポイント減少）しているが、依然として多額となっている。	1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部員とする県税滞納縮減対策本部会議を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減特別対策の方針や実施方法などを決定し、県下一斉給与差押え徴収強化期間の設置による給与等の集中的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。
北薩地域振興局 総務企画部	県税の収入未済額は4億6,981万余円で、前年度より4.81%減少（収入歩合は0.57ポイント減少）しているが、依然として多額となっている。	2 個人住民税徴収対策連絡会議の開催等 管内各市町に対し、県税収入未済額の増加等厳しい現状を説明するとともに、滞納縮減対策等について協議し、徴収確保の要請を行った。 また、市町と共同で事業所訪問等による特別徴収実施の協力要請を行い、個人住民税の徴収率の向上を図ることとした。
		3 業務執行体制の強化 県税事務執行状況調査における調査日数を増加したほか、県税徴収対策官や徴税指導対策官を調査員に追加するなど、徴収業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。
		4 共同文書催告の実施 市町と連名で文書による納税催告を実施した。
		5 財産調査等の実施 徹底した財産調査や差押え等を行うとともに、国税徴収法第142条の規定に基づく搜索を実施するなど滞納処分強化を図った。
		6 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法等について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう情報提供を行うとともに、研修の実施など徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁、地域振興局・支庁以外の出先機関		
総務部税務課	県税の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部員とする県税滞納縮減対策本部会議を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減特別対策の方針や実施方法などを決定し、県下一斉給与差押え徴収強化期間の設置による給与等の集中的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。
		2 個人住民税徴収対策連絡会議の開催等 管内各市町村に対し、県税収入未済額の増加等厳しい現状を説明するとともに、滞納縮減対策等について協議し、徴収確保の要請を行った。 また、市町村と共同で事業所訪問等による特別徴収実施の協力要請を行い、個人住民税

		<p>の徴収率の向上を図ることとした。</p> <p>3 業務執行体制の強化      県税事務執行状況調査における調査日数を増加したほか、県税徴収対策官や徴税指導対策官を調査員に追加するなど、徴収業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。</p> <p>4 共同文書催告の実施      市町村と連名で文書による納税催告を実施した。</p> <p>5 財産調査等の実施      徹底した財産調査や差押え等を行うとともに、国税徴収法第142条の規定に基づく捜索を実施するなど滞納処分の強化を図った。</p> <p>6 徴税吏員の資質向上      徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法等について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう情報提供を行うとともに、研修の実施など徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。</p>
環境林務部環境林務課	<p>林業・木材産業改善資金貸付金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策      ・滞納額が最も多い借受者からの回収を進めるため、法人の決算状況や法人代表者の資産調査を行うとともに、担保処分の正当性、具体的手続等について県顧問弁護士からの助言・指導を受けながら担保物件の処分を前提にした償還督促を行った。      ・借受者である法人の代表者が死亡したケースについて、連帯保証人等と面談等を行い、分割償還の確約書を徴取するなどして未収債権の回収に努めた。</p> <p>2 新規延滞発生防止対策      貸付申請時の調査並びに貸付後における経営状況等の情報収集及び経営指導について、地域振興局・支庁との連携を強化して取り組むこととした。</p>
環境林務部環境保全課	<p>交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。</p>	<p>1 安全運転管理者等研修の実施      各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。</p> <p>2 交通法令講習会等への参加の徹底      公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底      主管課長会議や会計事務職員研修など各種会議の機会を通じ、交通事故防止の周知徹底に努めることとした。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底      「交通法令の遵守及び交通事故等の防止について」（平成24年12月3日付け副知事依命通達及び「公用車等による交通事故等の防止について」（平成25年2月28日付け管財課長通知）</p>
環境林務部森林経営課（林業振興課及び森林整備課の一部）	<p>需用費の支払が最長8か月遅延しているものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策      所属機関における事務処理に係るチェック体制を整えるなどの改善等を講じた。</p> <p>2 職員研修及び会計検査の充実</p>

農政部農業開発総合センター熊毛支場	生産物売払いの単価契約事務において、見積書の徴取や予定価格調書の作成等がなされていないものがある。	検討改善を求められた事項について、会計事務職員に対する研修会や会計検査を通じて重点的に指導することとした。 3 自主検査の推進 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
保健福祉部保健医療福祉課	看護職員等修学資金貸付金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 新規収入未済発生防止対策 退学等に伴う新規返還者について、学校を通じて速やかに対応し、新たな未済の発生を防ぐよう努めた。 2 債権回収対策 ・電話による催促を行い、催促ができなかった者に対しては、保証人にも請求する旨を明記した督促状と納付書（再発行）を送付することとした。 ・電話や文書による催促の結果、返済が困難な場合には個々の実情に応じた返済方法を提示することとした。 ・保証人に対し、債務者本人に電話等で納入を促すよう依頼し、債務者が納入できない場合は保証人に対して文書で請求することとした。 ・本人及び保証人に対して電話や文書による催促を行っても返還に応じない者等については、自宅や勤務先を訪問し、返還を促すこととした。
保健福祉部社会福祉課	生活保護費返還金の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消 ・「未収債権回収ローラー作戦」を平成24年11月から平成25年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、償還指導等を行い、未収債権の解消に努めた。 ・早期の納入指導を実施するとともに、借受人による償還が困難な場合等は、連帯保証人への償還指導を強化した。
保健福祉部子ども福祉課	児童福祉費負担金の収入未済額は、県全体で前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっている。	2 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「平成24年度定期監査（前期）の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成24年12月3日付け子ども福祉課長通知） 3 各種会議等における未収債権対策の強化 各種会議等で未収債権の周知を行うとともに、未収債権発生防止に努めるよう説明を行った。
商工労働水産部商工政策課	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は、前年度と同額であり、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 ・法務局において法人登記調査を行い、法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を行った。 ・債務者である法人の社長と面談を行い、債務についての確認を行うとともに、弁償金の納入について督促を行った。
商工労働水産部雇用労政課	ふるさと雇用再生特別基金事業業務委託に係る過年度返還金の収入未済額が多額となっている。	1 債権回収対策 債務者に対する電話や文書等による督促を行ったほか、債務者の状況把握に努め、状況に応じ適切に対処することとした。
商工労働水産部	沿岸漁業改善資	1 債権回収対策

水産振興課	金貸付金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっている。	債権管理マニュアルに基づき、債務者本人及び連帯保証人に対し文書、電話、戸別訪問及び面接等による督促を行うとともに、定期分納の償還確約書を徴求するなどして、未収債権の回収に努めた。 2 未収債権発生の未然防止対策 貸付審査時の審査の厳格化及び債権保全のための担保徴求などにより未収債権発生 of 未然防止に努めた。
商工労働水産部 漁港漁場課	漁港施設等占用許可事務の地域振興局等への委譲に係る引継に際し、占用料の額を誤って示したことにより、地域振興局での調定に相当額の不足が生じているものがある。	1 調定不足等の解消 占用料徴収事務を行う南薩地域振興局において、直ちに不足額を調定し徴収を行った。 2 再発防止の対策 占用許可及び占用料徴収事務については、担当者等において研修及び意見交換を実施したほか、許可件数の多い地域振興局の担当者に対し個別説明を行い適正な事務処理が行われるよう努めた。
	水産業使用料の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 ・経営状況の把握と平成24年度当初に提出された納入計画に沿った納入の確保のため、電話督促や面談を実施した。 ・破産管財人及び関係漁協と対応を協議し、関係漁協から納入がなされるなど収入未済の解消を図った。
土木部建築課	県営住宅使用料の収入未済額は、県全体で前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策 ・現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めるとともに、毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知することにより、徴収状況の進行管理の徹底を図った。 ・連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上の滞納者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うこととした。 ・退去滞納者については、現状を把握の上、債権分類を行い、適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を行うこととした。 2 文書による関係機関への通知 「平成24年度県営住宅使用料に係る収入未済額の解消について」（平成25年3月4日付住宅政策室長通知）
地域振興局・支庁		
鹿児島地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長等を本部長とする県税滞納縮減対策本部会議を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換や本年度における滞納縮減特別対策の方針や実施方法などを決定し、県下一斉給与差押え徴収強化期間の設置による給与等の集中的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。
始良・伊佐地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	2 個人住民税徴収対策連絡会議の開催等 管内各市町村に対し、県税収入未済額の増加等厳しい現状を説明するとともに、滞納縮減対策等について協議し、徴収確保の要請を
大隅地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より	

	減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	行った。 また、市町村と共同で事業所訪問等による特別徴収実施の協力要請を行い、個人住民税の徴収率の向上を図ることとした。
熊毛支庁総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっている。	3 業務執行体制の強化 県税事務執行状況調査における調査日数を増加したほか、県税徴収対策官や徴税指導対策官を調査員に追加するなど、徴収業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。
大島支庁総務企画部	県税の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は増加）しているが、依然として多額となっている。	4 共同文書催告の実施 市町村と連名で文書による納税催告を実施した。 5 財産調査等の実施 徹底した財産調査や差押え等を行うとともに、国税徴収法第142条の規定に基づく捜索を実施するなど滞納処分の強化を図った。 6 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法等について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう情報提供を行うとともに、研修の実施など徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。
鹿児島地域振興局保健福祉環境部	児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっている。	1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「平成24年度定期監査（前期）の結果に関する報告における改善等の措置について」（平成24年12月3日付け子ども福祉課長通知） 2 未収債権の解消
南薩地域振興局保健福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、依然として多額となっている。	・「未収債権回収ローラー作戦」を平成24年11月から平成25年2月まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、償還指導等を行い、未収債権の解消に努めた。 ・早期の納入指導を実施するとともに、借受人による償還が困難な場合等は、連帯保証人への償還指導を強化した。
北薩地域振興局保健福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	3 各種会議等における未収債権対策の強化 各種会議等で未収債権の周知を行うとともに、未収債権発生防止に努めるよう説明を行った。
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	生活保護費返還金及び児童福祉費負担金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。 また、母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、依然として多額となっている。	
大島支庁保健福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金の収入未	

	<p>済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	
鹿児島地域振興局農林水産部	<p>漁港施設等占用許可事務において、占用許可の手續がなされていないものがある。</p>	<p>1 調定不足等の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用料徴収事務を行う南薩地域振興局において、直ちに不足額を調定し徴収を行った。</li> <li>・ 占用許可の未手続きについては、現地確認の後、許可申請手続きを踏まえ許可を行った。</li> </ul>
南薩地域振興局農林水産部	<p>漁港施設の占用料の調定事務において、調定を誤り、相当額が徴収不足となっているものがある。</p>	<p>2 再発防止の対策</p> <p>占用許可及び占用料徴収事務については、担当者等において研修及び意見交換を実施したほか、許可件数の多い地域振興局の担当者に対し個別説明を行い適正な事務処理が行われるよう努めた。</p>
鹿児島地域振興局農林水産部	<p>交通事故により、相手方車両に損害が発生している。</p>	<p>1 安全運転管理者等研修の実施</p> <p>各所属の安全運転管理者及び担当職員を対象に「安全運転管理者等研修会」を開催し、公用車の安全運転確保及び交通事故防止の徹底を図ることとした。</p> <p>2 交通法令講習会等への参加の徹底</p> <p>公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努めることとした。</p> <p>3 各種会議等における交通事故防止の周知徹底</p> <p>主管課長会議や会計事務職員研修など各種会議の機会を通じ、交通事故防止の周知徹底に努めることとした。</p> <p>4 文書による職員への交通事故防止の周知徹底</p> <p>「交通法令の遵守及び交通事故等の防止について」（平成24年12月3日付け副知事依命通達及び「公用車等による交通事故等の防止について」（平成25年2月28日付け管財課長通知）</p>
始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	<p>交通事故により、公用車に損害が発生している。</p>	
熊毛支庁建設部	<p>交通事故により、公用車等に損害が発生している。</p>	
鹿児島地域振興局建設部	<p>港湾使用料の収入未済額は前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入状況を毎月確認し、納期を過ぎている未納者に対しては、電話や文書による督促、職員の戸別訪問等を行った。</li> <li>・ 必要に応じて申請時に財務諸表を提出させ、経営状況の把握に努めたほか、一括納入が困難な者に対しては、分割納入計画書を提出させ、計画的に納入させたり、滞納者に対して許可更新を停止するなどして、新たな未収債権発生の防止に努めた。</li> </ul>
	<p>火山砂防事業において、関係者との調整を十分に行わないまま用地を取得したため、結果として、事業計画を変更し、用地の買い戻しをさせているものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用地交渉において「用地補償のあらまし」の冊子を地権者に渡し、その場で説明を行い補償漏れ等が発生しないよう努めるとともに、関係者に説明が終わったかどうか確認するなどチェック体制の確立を図った。</li> <li>・ 砂防事業においては、担当者会議等により事例を例示するなどし、再発防止の周知徹底を図ることとした。</li> </ul>
大隅地域振興局保健福祉環境部	<p>生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護認定審査事務に係る平成21年度及び平</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>所属機関における事務処理に係るチェック体制を整えるなどの改善等を講じた。</p> <p>2 職員研修及び会計検査の充実</p> <p>検討改善を求められた事項について、会計</p>

	成22年度分の委託料を平成23年度に支払っているものがある。	事務職員に対する研修会や会計検査を通じて重点的に指導することとした。
大隅地域振興局建設部	河川海岸使用料の調定事務において、平成22年度当初に行うべき調定を平成23年度当初に行っているものがある。	3 自主検査の推進 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
大島支庁農林水産部	行政財産の使用許可事務において、平成23年度分の使用料に係る調定がなされていないものがある。	
	産業廃棄物収集運搬及び処分業務の委託事務において、契約書の内訳単価の誤りや見積依頼時に精算方法を通知していないなど契約事務が適正になされていないものがある。	
大島支庁建設部	県営住宅の収入未済額は前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 ・現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めるとともに、毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知することにより、徴収状況の進行管理の徹底を図った。 ・連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上の滞納者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うこととした。 ・退去滞納者については、現状を把握の上、債権分類を行い、適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を行うこととした。 2 文書による関係機関への通知 「平成24年度県営住宅使用料に係る収入未済額の解消について」（平成25年3月4日付け住宅政策室長通知）

[教育委員会]  
指摘事項（再掲）

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の収入未済額は1億2,952万余円で、前年度より6.41%増加（収入歩合は0.66ポイント減少）し、依然として多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の収入未済額の解消については、これまで実施してきた関係市町教育委員会を通しての納入督促や、滞納状況を記載した文書を県教育委員会から奨学生・連帯保証人へ直接送付しての督促等をはじめ、地元教育委員会等での相談会や訪問等の直接的な納入指導を実施し、滞納者の実態把握や分割納入等の指導、免除制度の周知などを行っている。また、特に長期滞納者に対する、よ

	り実効性のある具体策も講じるなど、未収債権の解消及び発生未然防止に努めている。
--	-----------------------------------------

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
義務教育課	報償費及び報酬の支払が最長6か月遅延しているものがある。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務処理の適正化の徹底 「行事に伴う支出確認表」を作成し、支払を要する会議等について事前事後のチェックを行うなど、事務処理に係る職員間のチェック体制を強化し事務処理の適正化を図ることとした。</li> <li>2 職員研修等の充実 職場研修において、会計処理の流れについて職員に周知するとともに、検討改善を求められた事項については、会計事務職員研修会や課内での業務研修を通じて重点的に指導することとした。</li> <li>3 自主検査の推進 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。</li> </ol>

[公安委員会]

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	放置違反金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所在調査を徹底し、督促等の手続を行うとともに、未収債権解消月間を設定し、戸別訪問、警告文書の送付及び電話督促の取組を強化した。</li> <li>2 警察官OB1名を臨時職員として採用し、徴収体制を強化した。</li> </ol>
	物品事故により、カメラに損害が発生している。	各種会議、研修等において物品の取扱い、保管管理を徹底するよう指示した。
	公用車の物品事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種会議、研修等において、事故事例を紹介し、再発防止について指示・教養を実施するとともに、教養資料や通知文を発出し、交通事故の絶無を指示した。</li> <li>2 事故事例を題材とした小グループによる検討会を開催し、公用車事故防止に関する意識付けを図った。</li> <li>3 公用車の運転資格審査要綱を見直し、運転訓練に関する規定を整備した。</li> <li>4 若手警察官等に対し、安全運転指導員による実技中心の教養訓練を実施し、事故防止対策を図った。</li> <li>5 交通事故を起こした職員を本部に招致の上、面接指導を実施した。</li> </ol>
	交通事故が複数あり、公用車等に相当額の損害が発生している。	